第4章 景観計画の概要

1 景観とは

景観とは、山並みや田園の緑、暮らしに根差した人々の営みなど、私たちが日ごろ目にしているまちの様子であり、「風景」や「景色」とほぼ同じ意味で使われています。

また、景観は眺めの美しさだけではなく、地域の歴史・文化や伝統など、人々の日常生活から 育まれる雰囲気、さらには人が五感を通じて感じるすべてのものに影響を受けます。

> 『景観』=「目に見える眺めそのもの(景)」 + 「眺める人の価値観や感覚(観)」

そのため、景観は見る人の感じ方によって異なり、良好な景観とは単に「きれいな眺め」では なく、「見る人が好ましく感じる眺め」を言います。

2 景観計画とは

景観計画とは、本町のような景観行政団体になった市町が、地域住民との協働により良好な景観形成を図りながら、地域の特性を生かした「まちづくり」を具体的に実現していくための計画であり、景観法が制定された平成 16 年度以降、愛媛県内をはじめ多くの自治体で策定されています。

3 景観計画の一般的な構成

景観法における景観計画は、記述すべき事項や規定内容については定められているものの、構成には特段の制約はないが、一般的な構成は以下のとおりとなっています。

(1) 景観計画の内容

景観計画において、必ず定めなければならない必須事項と、選択して定めることができるその 他の事項は以下のとおりとなっています。

<必須事項>

- ① 景観計画の区域(景観計画区域)
- ② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成の基準)
- ※景観計画区域内に景観重要建造物、景観重要樹木がある場合は指定の方針を行う

くその他事項>

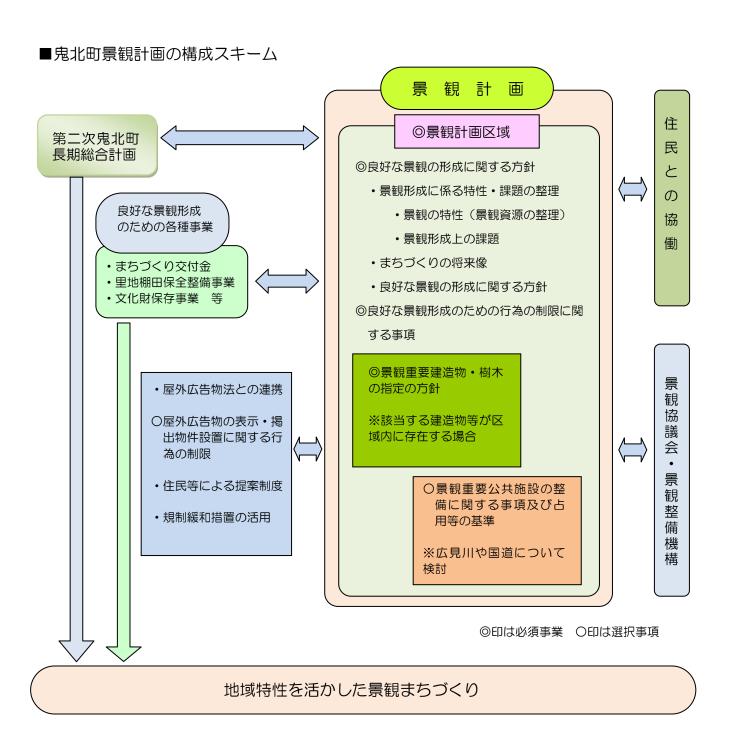
- ④ 景観重要建造物の指定の方針
- ⑤ 景観重要樹木の指定の方針
- ⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ⑦ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 8 その他

4 本町における景観計画について

鬼北町における景観計画は、平成23年5月に景観行政団体となったことを受けての策定となります。

本町における景観計画は、上位計画での「第二次鬼北町長期総合計画」等に基づき、地域住民 との協働により良好な景観形成を図りながら、地域特性を活かした「まちづくり」を具体的に実 現していくための計画となります。

本町の景観計画は以下のようなスキームが考えられます。



5 景観計画における関係者(行政、町民、事業者)の責務

本町は、縄文期の岩谷遺跡などから見られるように、古くから人の定住が確認されています。 その後、中世および近世を経て、幾度の町村合併を繰り返し現在の町の骨格が形成されています。 そのような歴史の中で、本町の特徴ともなっている豊かな自然が継承され、現在でも多くの町民 から親しまれています。今後においてもこれまで受け継がれてきた自然的、歴史的、文化的財産 を次世代に継承しつつ、さらに質の高い生活環境づくり、景観に配慮した地域づくりやまちづく りを進めていくため、行政、町民、事業者それぞれが役割を分担しあい、それぞれの立場におい て環境の保全、景観の保全に努めることとします。

以下に行政、町民、事業者それぞれの責務を明確にし、本町における良好な景観の保全に努めることとします。

1) 行政の責務

鬼北町は、本町における景観を構成する自然的、社会的特性を明確に把握し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及について積極的に役割を果たし、町民の理解と協力を得て景観特性に応じた各種施策の実施に努めます。

- ・町長は、良好な景観づくりを推進するため、町民及び事業者に対し、景観形成基準の周知を図る。
- 町長は、良好な景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施する。
- 町長は、施策の策定及び実施にあたっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努める。
- 町長は、公共施設等の整備を行う場合は、良好な景観づくりに先導的な役割を果たす。
- ・町長は、必要があると認めるときは、国もしくは他の地方公共団体又はこれらが設立した 団体に対して、良好な景観づくりに関する協力を要請する。

2) 町民の責務

町民は、自分たちの住む地域の自然的及び社会的特性の理解を深め、住民自らが良好な環境及び景観の維持に努め、各行政機関と協働して地域の環境、景観が保全されるように取り組むこととします。

- 町民は、自らが良好な景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努める。
- 町民は、景観形成基準を尊重し、良好な地域づくり、景観づくりの妨げとなる行為を行わないよう努める。
- 町民は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、ともにその 推進に努める。

3) 事業者の責務

本町での事業者は、良好な景観の形成に関して理解し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に積極的に取り組み、事業活動が地域の景観の保全となるよう努めます。

- 事業者は、事業活動の実施にあたっては、良好な景観づくり、地域づくりの妨げになるような行為を行わないように努める。
- ・事業者のうち、建築物等の設計もしくは施行を業として行うもの又は土地、建築物等の販売もしくは賃貸を業として行うものは、事業活動の実施にあたっては、景観形成基準を遵守するとともに、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な計画づくりに努める。
- ・事業者は、町が実施する良好な景観づくり、まちづくりに関する施策に協力し、ともにそ の推進に努める。